

美濃加茂市地域公共交通活性化協議会の報償費、費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約第 1 4 条第 2 項の規定に基づく美濃加茂市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員及びその他の会議出席者の報償費及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費)

第 2 条 報償費は、学識経験者及び会長が必要と認めた者に支払うものとする。

2 学識経験者への報償費の額は 10,500 円とする。

3 会長が必要と認めた者に支払う報償費の額は、日額 5,500 円とする。ただし、職務の時間が 2 時間未満の場合は 3,000 円とする。

(費用弁償)

第 3 条 委員(国及び地方公共団体並びに交通事業者を除く。)に、費用弁償を支給する。
ただし、辞退の申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、美濃加茂市の例による。

3 規約第 9 条の規定により関係者の出席を求めた場合は、前 2 項の規定を準用する。

(その他)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。